

第二次 矢吹町子ども読書活動推進計画

「自立した読み手」「本が傍らにある生活者」の育成をめざして



令和元年 9 月
矢吹町教育委員会

目 次

「読書の楽しみをどなたにも」

第1章 基本的な考え方

1	子ども読書活動推進の意義	1
2	計画の背景と推進	1
3	計画の目的	3
4	計画の対象及び期間	3

第2章 子どもの読書活動の現状と課題

1	子どもの読書活動の現状	4
2	町図書館及び各学校の蔵書並びに貸出等の状況	9
3	子ども読書活動推進上の課題	12

第3章 基本方針

1	子どもが読書に親しむ取り組み	14
2	子どもが読書に親しむ環境整備	14
3	子どもが読書に親しむ家庭・地域・学校との協働	14
4	読書を通じた子どもの交流活動	15

第4章 子ども読書活動推進のための施策

1	教育委員会における具体的な取り組み	16
2	図書館における具体的な取り組み	18
3	幼稚園や保育園における具体的な取り組み	21
4	学校における具体的な取り組み	22
5	児童クラブにおける具体的な取り組み	25
6	ボランティア団体における具体的な取り組み	25

参考資料

○子どもの読書活動の推進に関する法律

「読書の楽しみをどなたにも」

「木の皮の半分は北風を知らない。」フランスの作家ジュール・ルナールの一文です。高校生のころ読んだものですが、これだけは心に引っかかって、折に触れ思い出していました。寒くて眠られなかった初任地の畳のない四畳半(?)の角部屋の下宿の四月。「木の皮の半分は北風を知らない。」という言葉を一思っ
て耐え忍んだものです。

読書は自分の経験と重ね合わせて自問自答し、考えさせてくれるものでもあります。経験を重ね年を取って来ると昔読んだ本の味わいは、また相当違いがありおもしろいものです。若い頃は一気呵成に徹夜しても読み通したものです。しかし、それらの小説を今一度読み返してみると情景の美しさや登場人物たちの関わり、言葉のやりとりのおもしろさ、これは駆け引きかということなどを読み取り、「ああ、どうも若い頃は、先、先と、物語の展開、結論ともいべきところにのみ気を取られていたかな。」とか、この作品は、ここが傷かななどといっぱしの批評家のような読みも楽しいものです。

そして、子供たちに薦める絵本や童話などについても、単純化された筋立てときれいな挿絵にうなずきながらページを操る楽しさはまた格別なものがあります。わが子が小学生の頃、私が寝転んで絵本をニコニコして読んでいたら、妻に「お父さん変だよ。喜んで絵本読んでいる！」と話した。呆けて来たのかと心配したらしい。「お前たちも大人になると分かるから・・・」と言ったけれど・・・

また、天体や宇宙に関する本も楽しいこと限り無しです。宇宙のことは世界中の科学者の英知を集めても、まだ、5%程度しか解明できていないという。人体のことについてもまだまだ、分からないことの方が多いという。分からないことの解明に関わるそういう本を読むことも尽きないおもしろさがあります。

要するに年相応に、あるいは興味関心に応じていろいろな本の、いろいろな読み方ができる楽しさがあります。だから、読書はやめられません。

子供たちが自分の興味関心に応じて様々な本に親しみ、読み続けてほしいと思います。大人になっても図書館を訪れたり書店をのぞいたりして、本に触れ読書を楽しんでほしいと願ってやみません。

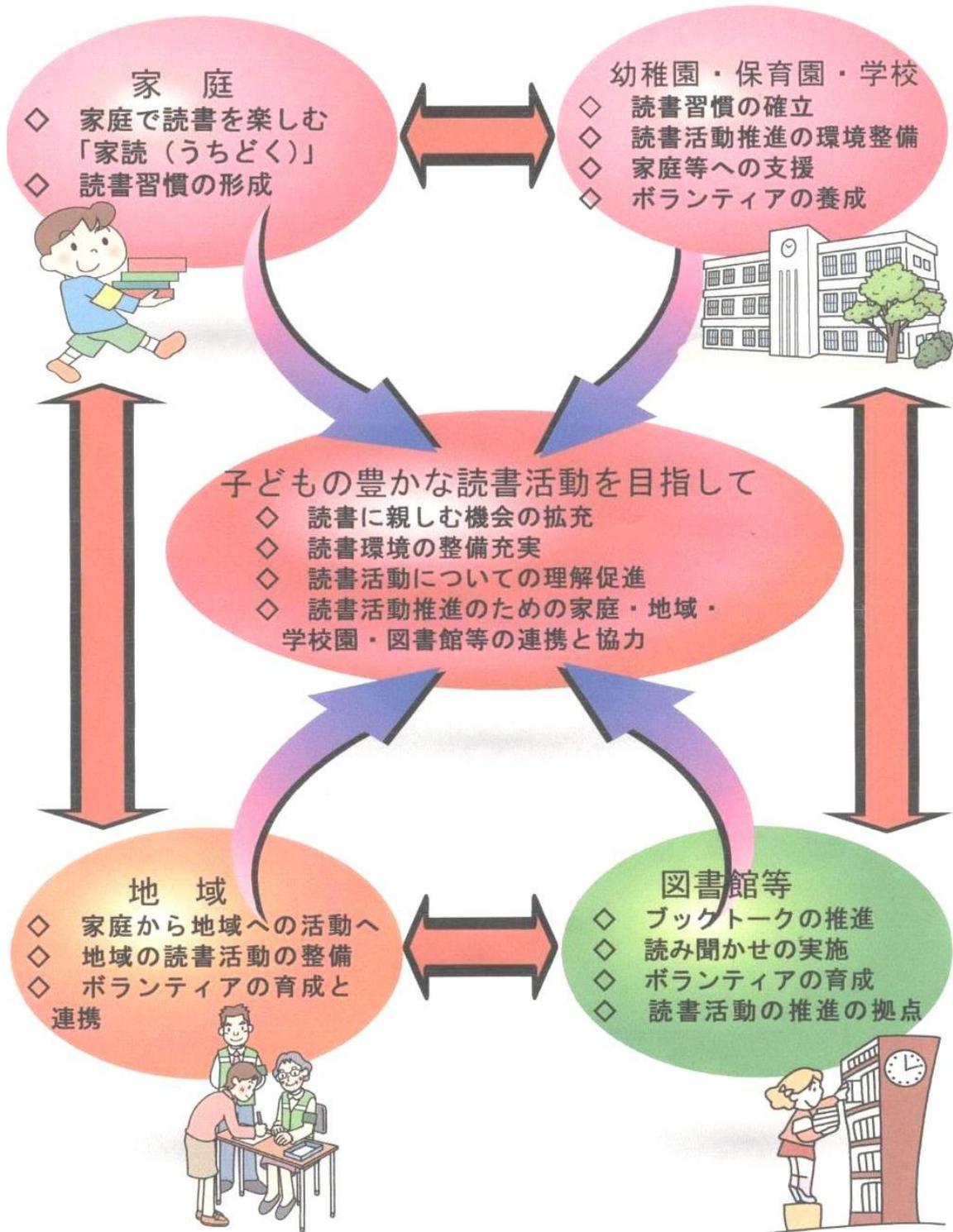
第二次読書推進計画策定にあたり、これまでの取り組みが成果を挙げ子供たちの読書量は大変伸びて来たことは大きな喜びです。町図書館や学校園の図書館担当者、読書ボランティアの皆様や読みかせ団体等の皆様方のご支援ご協力ご指導の賜物であることに心より感謝申し上げます。

今後はさらにこのような読書活動を地域や家庭など、子供たちや保護者を初めお年寄りまで含めた読書の輪になるよう進めて行きたいと考えております。

令和元年9月

矢吹町教育委員会教育長 栗林正樹

子どもたちが読書に楽しむ町 矢 吹



第1章 基本的な考え方

矢吹町の子どもたちは、乳幼児4ヶ月健診の折に、町図書館が用意した数冊の本の中から、保護者の方が選んだ絵本の「ブックスタート」で本と出会います。子どもたちは、お父さん、お母さんからの読み聞かせを通して絵本と触れ合い、その後、幼稚園や保育園でさらに絵本を見たり、お話を聞いたりする楽しさを味わっていきます。この子どもたちが小学校・中学校に進み、生涯にわたって自ら読書に親しみ、読書により新しい世界を知ったり、新しい知識を得たり、物語の世界を味わったり、登場人物や著者と対話し自己を振り返ったりして、人生をより豊かに生きてほしいと願っています。

特に学校では、児童・生徒同士が読書経験を共有できる強みを生かし、必要な時に本を手にして読んだり調べたりする「自立した読み手」、様々な情報機器に囲まれた生活環境の中でも、本の魅力を実感し、生涯にわたって「本が傍らにある生活者」となる素地を育ててまいります。

1 子ども読書活動推進の意義

子ども読書活動は、子どもが言葉を獲得し、感性を磨き、想像力や創造力を培い、表現力を高めて人生をより豊かにするために、生きる力を育む上でも大切なものです。読書によって培われた力は、これからの時代を切り開いて行く子どもたちにとって大きな糧となり、子どもの持つ無限の可能性や夢を広げる基礎となります。

子ども読書活動を推進することで、本を読む楽しさを知り、読書に親しみ、生涯にわたる読書習慣の基礎を築き、生涯にわたって自ら学ぶ意欲を育てることにつながります。このような豊かな読書活動の広がりを求めて、家庭・地域・学校・町図書館などが、それぞれの担うべき役割を確認しながら相互に連携して、子どもたちが主体的に読書活動に取り組めるよう支援していくことが重要です。

2 計画の背景と推進

国では、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とした「子どもの読書活動の推進に関する法律」を平成13年12月に制定しました。それに基づき平成14年8月には「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、平成

30年4月には「第四次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定されました。平成17年7月には文字・活字文化の振興に関する施策推進のあるべき姿や国語が日本文化の基礎であること、学校教育において言語力の涵養に努めることを基本理念とする「文字・活字文化振興法」が制定されました。これに伴い、平成18年には「教育基本法」が改正され、その後「学校教育法」や「図書館法」等の改正も行われ、さらには平成22年を「国民読書年」として全国的な読書活動の取り組みが行われました。

県では、平成16年3月に「福島県子ども読書活動推進計画」を策定し、平成22年3月には第二次計画を定め、平成27年2月には国の「第三次子ども読書活動の推進に関する基本的な計画」を踏まえ、「ふくしまの未来をひらく読書の力」を基本理念とした、第三次推進計画が策定されました。

矢吹町では、平成24年3月に「矢吹町子ども読書活動推進計画（第一次）」を策定しました。平成24年度から平成28年度までの計画期間では、子どもが読みたい本、親が子どもに読ませたい本100冊（やぶき子ども読書100選）を選定し、選定本の読書推進など、様々な読書活動に取り組んでまいりました。一方、近年、スマートフォンが急速に普及し、それを活用したSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）やゲームアプリの多様化など子どもたちを取り巻く情報環境は大きく変わり、子どもの読書環境にも影響を与えている可能性があると言われております。また、学校段階が進むにつれ、様々な事情から不読率が高いという傾向は本町においても当てはまることとあります。

これらの状況を踏まえ、家庭・地域・学校・図書館などが連携・協力し、子どもの生涯にわたる読書活動のより一層の推進を図るため「第二次矢吹町子ども読書活動推進計画」を策定することとしました。

一方では、令和2年に完成予定の（仮称）矢吹町複合施設（以下、複合施設）は「図書館」・「公民館」・「子育て世代活動支援」・「観光交流」の4つの機能を集約した施設となっており、完成後はそれぞれの施設が連携した活動が可能となります。読書活動の分野においても、複合施設の完成が契機となり、複合化の利点を生かした活動が行われるよう期待されます。

3 計画の目的

矢吹町の子どもが様々な機会に、様々な場所で、本と出会い、自主的に読書に親しむことができるよう、読書活動に親しむ機会の充実と環境の整備を図り、読書を通して子どもの豊かな心と生きる力を育むことができるよう、読書活動の推進に努めることを目的とします。

4 計画の対象及び期間

計画の対象は、0歳から18歳までの子どもとします。

計画の期間は、令和元年度（2019年度）から令和5年度（2023年度）までの5年間とします。ただし、計画の進行管理や矢吹町を取り巻く社会経済情勢などの変化に対応するため、必要に応じて見直しを行うものとします。

第2章 子どもの読書活動の現状と課題

1 子どもの読書活動の現状

(1) 就学前の子どもたちの現状

町では平成14年度より、保健福祉課で実施する乳幼児4ヶ月健診にあわせて「ブックスタート」事業を行っております。開始した当初は、保護者に対しブックスタートの意義を説明し、絵本の紹介やブックリストの配布を実施してきました。平成22年度からは、家庭で絵本と触れ合うきっかけとなるよう数冊の絵本の中から1冊を保護者に選んでいただき、その絵本をプレゼントすることとしました。第2子以降の4ヶ月健診時には、家庭内での子どもと絵本の関わりの様子を保護者から聞いたり、読み聞かせに関するアドバイスを行っています。さらには、町図書館で実施しているおはなし会への参加を促すことで絵本やお話に親しみながら、保護者や子ども同士が触れ合い、親子がともに育ち合う環境へつながっていきました。

幼稚園・保育園の子どもたちは、教諭や保育士による読み聞かせや町図書館での図書館職員によるおはなし会、読み聞かせボランティアが園に伺っての出張おはなし会などに参加し、言葉や絵本と出会う機会を増やし、絵本の楽しさや想像する楽しみを味わっています。また、週に一度は、園の本を借りて自宅に持ち帰り、保護者や家族と一緒に読書を楽しんでいます。

(2) 小学生・中学生の現状

小学生・中学生の読書の状況については、平成30年度に県教育委員会が実施した「読書に関する調査」の結果と、本町で実施した平成30年度の各小中学校の各学年1学級を対象に調査した結果を比較し、本町の状況を捉えることとしました。この「読書に関する調査」は、県が行っている子どもの読書活動に関する様々な施策を評価し、今後の施策に活かすために実施したものです。

平成30年度における県と町の「読書に関する調査」を比較すると、町の小学生・中学生の高学年の児童および生徒の読書量が減少している傾向があります。高学年になるにつれて、クラブ活動や部活動への参加、学習時間の増加に伴う時間的な制約が生じること、また、子どもを取り巻く状況としてスマートフォン、インターネットなどの利用が増加する傾向にあることから、読書から離れがちになるものと分析されます。

■小学生の1ヶ月の平均読書冊数

(単位：冊)

学年 調査年度	小1	小2	小3	小4	小5	小6	平均
(福島県) 平成30年度	17.6	17.2	13.3	10.5	8.1	6.6	12.0
(矢吹町) 平成30年度	13.9	18.0	13.1	8.7	6.2	5.4	10.8

■中学生の1ヶ月の平均読書冊数

(単位：冊)

学年 調査年度	中1	中2	中3	平均
(福島県) 平成30年度	3.3	2.8	2.1	2.7
(矢吹町) 平成30年度	4.5	1.9	1.2	2.5

小学生・中学生の1ヶ月の平均読書冊数は、「1ヶ月間に読んだ冊数で0～7冊、8冊以上の選択肢から最もよく当てはまるものを1つ選ぶ」というもので県における平均読書冊数は、小学生全体で12.0冊、中学生全体で2.7冊となっています。町における平均読書冊数は、小学生全体で10.8冊、中学生全体で2.5冊となっています。

県と町を比較すると、町の小学生は1.2冊の減少、中学生は0.2冊が減少している状況です。学年別にみると、小学2年生と中学1年生は増加していますが、小学1・3・4・5・6年生および中学2・3年生は減少しています。

以上のことから、県と比較した結果、町の小学生・中学生の高学年の児童および生徒の読書量が減少していることが分かります。

■小学生の1ヶ月に1冊も読まなかった児童の学年に占める割合（単位：％）

調査年度 \ 学年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	平均
(福島県) 平成30年度	0.5	0.5	1.1	1.6	2.0	2.7	1.4
(矢吹町) 平成30年度	0.0	0.0	0.0	0.0	2.5	0.0	0.4

■中学生の1ヶ月に1冊も読まなかった生徒の学年に占める割合（単位：％）

調査年度 \ 学年	中1	中2	中3	平均
(福島県) 平成30年度	7.6	10.6	25.5	14.7
(矢吹町) 平成30年度	3.5	15.3	44.0	20.9

小学生・中学生の1ヶ月に1冊も読まなかった児童生徒の割合は、県においては小学生が1.4％、中学生は14.7％となっています。町の小学生では0.4％、中学生では20.9％となっています。

県と町を比較すると、町の小学生は県の小学生より1.0％減少していますが、町の中学生は県の中学生より6.2％増加している状況です。学年別にみると、特に町の中学3年生が18.5％増加していることが分かります。

以上のことから、県と比較した結果、小学生は減少しているものの、中学生では全体的に増加し、特に3年生が大きく増加しています。読まない理由については、小学生は「テレビ・ゲームのほうが楽しい」、「雑誌やマンガのほうが好き」といった回答がありました。中学生は「読まなくても困らない」、「本が嫌い」という回答で、3年生はほとんどが「勉強・塾・宿題などで忙しい」という回答でした。

■小学生の読書のきっかけ

(単位：%)

調査年度 \ 該当項目	友達に紹介された	家族に紹介された	先生に紹介された	教科書に載っていた	学校の図書館で見つけた	公共の図書館で見つけた	本屋で見つけた	新聞・雑誌・テレビなどで見た	その他
(福島県) 平成30年度	4.7	4.9	3.0	3.0	57.7	9.2	11.8	1.3	4.5
(矢吹町) 平成30年度	5.8	1.7	3.6	3.9	72.3	7.0	3.1	0.8	1.8

■中学生の読書のきっかけ

(単位：%)

調査年度 \ 該当項目	友達に紹介された	家族に紹介された	先生に紹介された	教科書に載っていた	学校の図書館で見つけた	公共の図書館で見つけた	本屋で見つけた	新聞・雑誌・テレビなどで見た	その他
(福島県) 平成30年度	7.1	5.1	1.4	0.4	19.3	4.5	52.3	3.6	6.3
(矢吹町) 平成30年度	7.9	3.1	1.6	0.0	34.9	4.8	36.5	0.0	11.2

小学生・中学生の読書のきっかけは、「もっともよく当てはまるもの1つを選ぶ」というもので、県の小学生は「本屋で見つけた」と回答した児童が11.8%と最も高かったが、町の小学生は「学校の図書館で見つけた」と回答した児童が72.3%と最も高い割合でした。中学生も同様に、県の中学生は「本屋で見つけた」と回答した生徒が52.3%と最も高かったが、町の中学生は「学校の図書館で見つけた」と回答した生徒が34.9%で最も高い割合でした。

町では、小学生・中学生ともに高い割合で学校の図書館での本との出会いが読書のきっかけとなっていることから、今後も学校において学級担任などが授業と関連する本を紹介したり、学校司書が授業に参加して、ブックトークやビブリオバトルなどの読書活動を継続、推進していく必要があります。

■小学生の本を手に入れた方法 (単位：%)

該当項目 調査年度	学校の図書館 を利用した	公共の図書館 を利用した	友達から借り た	自分で買った	その他
(福島県) 平成30年度	65.9	9.5	2.0	17.0	5.7
(矢吹町) 平成30年度	86.4	7.7	0.7	3.8	1.4

■中学生の本を手に入れた方法 (単位：%)

該当項目 調査年度	学校の図書館 を利用した	公共の図書館 を利用した	友達から借り た	自分で買った	その他
(福島県) 平成30年度	20.9	4.0	5.5	61.7	7.8
(矢吹町) 平成30年度	46.0	11.1	3.2	36.5	3.2

小学生・中学生の本を手に入れた方法は、県の小学生は「自分で買った」と回答した児童が17.0%と最も高かったが、町の小学生は「学校の図書館を利用した」と回答した児童が86.4%と最も高い割合でした。中学生も同様に県の中学生は「自分で買った」と回答した生徒が61.7%と最も高かったが、町の中学生は「学校の図書館を利用した」と回答した生徒が46.0%、「公共の図書館を利用した」と回答した生徒が11.1%と高い割合となっています。

町では、小学生・中学生ともに高い割合で学校や公共の図書館を利用してい

ることが窺えます。

(3) 高校生の現状

平成28年度8月に実施した高等学校司書研修会の「高校生の読書アンケート」結果から、不読者率が65%と全県と比較して、約10%高く、また、昨年度より3%増加しています。貸出数もここ数年減少しています。今年度1月までの貸出数が一人あたり、2.6冊（昨年度、同時期は3.4冊）。

読まなかった理由としては、勉強・部活動で忙しい、雑誌・マンガの方が好きと回答しています。読みたい本があるとき、自分で買うと回答した生徒は、全学年で約75%ですが、学校図書館で手に入れると答えた生徒は、女子生徒は1年次では8%だったものが、3年次では22%になっており、（男子は5%から9%）学年が上がるにつれ、学校図書館の利用も増えてきています。

また、総合学科の特色として、課題研究など図書館を利用する授業も多く、生徒たちのニーズに合わせた選書、蔵書の充実、インターネット環境の充実などに取り組んでいます。

2 町図書館及び各学校の蔵書並びに貸出等の状況

(1) 平成30年度町図書館の状況

調査年月 \ 項目	蔵書冊数	うち児童書の冊数
平成24年3月	59,908冊	23,547冊
平成29年3月	71,565冊	28,413冊
平成31年3月	75,468冊	30,231冊

項目 調査年度	来館者数	貸出総人数	貸出総冊数	移動図書館貸出冊数
平成23年4月 ～ 平成24年3月	18,195人	16,223人	61,269冊 (うち児童書 29,090冊)	小学校 5,224冊 保育園 1,142冊
平成28年4月 ～ 平成29年3月	20,331人	17,637人	69,605冊 (うち児童書 43,356冊)	小学校 16,198冊 保育園 1,408冊 幼稚園 997冊
平成30年4月 ～ 平成31年3月	23,064人	18,581人	74,960冊 (うち児童書 48,675冊)	小学校 16,544冊 保育園 1,184冊 幼稚園 769冊

今回の図書館の状況における数値は、矢吹町子ども読書活動推進計画（第一次）の策定時、計画最終年度、今年度を比較したもので、来館者数、貸出総人数、貸出冊数共に増加傾向にあります。

特に、児童への図書の貸出冊数が大幅に増加しています。第一次計画期間中の平成24年に、新潟県新潟市の図書館が所有していた移動図書館車を譲り受け、町図書館専用の移動図書館車（愛称：よむよむ号）として導入しました。

移動図書館車の導入により、町内全ての幼稚園・保育園・小学校へ定期的に巡回し、子ども達がたくさんの児童書に触れ合うことができるようになりました。

また、移動図書館での貸し出しが伸びた要因には、各学校で教師や学校図書館司書が利用の声かけをしていること、クラスごとの団体貸し出しが増えたこと、巡回の時間を児童が利用しやすい時間に変更したことなどが考えられます。



【小学校での移動図書館車による巡回図書の貸し出しの様子】

(2) 平成30年度学校図書館の状況

(H31. 3月現在)

	蔵書冊数	貸出冊数
矢吹小学校	8,732 冊	6,017 冊
善郷小学校	10,590 冊	15,683 冊
中畑小学校	7,670 冊	7,906 冊
三神小学校	8,436 冊	7,841 冊
矢吹中学校	15,724 冊	5,803 冊
光南高校	22,751 冊	1,590 冊

町立の小中学校の蔵書数について、学校図書館図書標準（文部科学省が示した学校規模に応じた蔵書冊数の目安）と比較したところ、町立小学校と中学校で標準冊数を上回っています。また、本町では、平成27年度、平成28年度の2年間にわたり文部科学省から「学校図書館の活性化実践事業」の委託を受け、町立幼稚園・保育園・小学校・中学校において学校図書館の活性化に取り組んでまいりました。

園、学校では園長、学校長がリーダーシップをとり、読書活動の充実を経営・運営ビジョンに位置付け、さらには学校では司書教諭が読書活動推進の要となり、学校司書はこれまでの環境整備や貸し出し中心の業務から、授業のサポーターとして読み聞かせや、関連・並行読書と機を逃さない図書の展示を積極的に行いました。

また、司書教諭、学校司書、担任が連携し、調べ学習に必要な本の準備と活用について、町図書館とも協力しながら進めました。

さらに、一人読みの「個読」を基本としながら、他者へ本を勧めたり、他者と評し合う「共読」を進めました。学校では、ビブリオバトルを授業内で取り入れ、ブックトークや最初の数ページだけ読み、読みたくなったものを借りる「味見読書」などの手法を取り入れながら、読書意欲を高めることができました。

(3) 公民館・児童クラブの状況

中央公民館には大人向けの本をはじめ子供向けの絵本も置かれており、一般

に貸し出しを行っていますが、貸し出しの状況は多いとは言えません。

三神公民館では、平成17年度より施設の一角で、三神小学校の放課後児童クラブが設置されました。三神公民館には以前より町図書館文庫を設置していましたが、児童クラブでの利用を機に書架を増やし、現在500冊程の児童書を配置し、約2ヶ月に1度の図書の入替えを行っています。

中畑公民館では、以前は、三神公民館と同様に図書館文庫の設置や図書の入れ替えを行っていましたが、貸し出しがほとんど無いことや、職員が常駐しておらず図書の管理が困難であることなどから、現在は図書館文庫を撤去し、利用者からの寄贈本のみ設置されています。

各児童クラブには個人が持ち寄った図書がありますが、あまり充実しているとは言えません。児童クラブによっては、活動中に町図書館へ団体利用を行っています。

3 子ども読書活動推進上の課題

子どもの読書活動や前述した「読書に関する調査」、蔵書貸出冊数等の状況から、子ども読書活動をさらに推進していくために、次のような課題が見えてまいります。

まず、乳幼児については、読み聞かせや本に触れる楽しさを体験させること、子どもを持つ親に向けて情報の発信や親子で本に触れる機会を提供することが重要であります。今後、完成する複合施設では、図書館と子育て世代が活動する場が集約されていることから、より一層の連携を図り、「ブックスタート」や読み聞かせ、おはなし会などを発展、充実させていくための工夫が求められます。

小学校・中学校の新学習指導要領においては、学校図書館の計画的な利活用や読書活動の充実が明記されていることから、学校図書館が小学生・中学生の読書の主要な位置付けとなっているといえます。本町では、学校図書館の活性化をはじめ、様々な子ども読書活動の推進を行ってきたことから、全く本を読まない不読率は減少していますが、1ヶ月の平均読書冊数は小学生・中学生の高学年の児童および生徒の読書量が減少している傾向にあります。

また、小学生・中学生自らが、学年に応じた本を選定し、その内容を理解し

て吸収することができる「読書力」を身に付け、伸ばすことが求められます。図書室で図書館資料を使って授業を行うなど、子どもたちが日常でも足を運ぶような機会を多く設定し、自ら本を選んで読む経験、読書に親しむきっかけを与えることが必要です。

高校生については、光南高校との連携を図り、町図書館等に高校生向けの図書を配架するなど読書の楽しさを味わえるよう、あらゆる機会を通して読書の楽しさを体験することができるような呼びかけなどをする必要があります。



【小学校の学校図書館の様子】

第3章 基本方針

1 子どもが読書に親しむ取り組み

子どもが自主的に読書を楽しむようになるためには、読書に親しむ機会を充実させることが大切です。子どもにとって本との出会いは、「ブックスタート」や家庭での読み聞かせからはじまり、その後、学校や地域活動などを通し読書の楽しさやその意義を知ることとなります。読書習慣の形成に向けては、発達段階にあった効果的な読書の取り組みを推進することが重要です。具体的には次のような取り組みを推進します。

乳幼児期：絵本や物語を読み、興味を示すようになる取り組み

小学生期：多くの本を読んだり、読書の幅を広げる取り組み

中学生期：内容に共感したり、自己の将来を考えたりする取り組み

高校生期：知的興味に応じた幅広い取り組み

2 子どもが読書に親しむ環境整備

子どもの読書活動を推進していくためには、子どもの目的や意欲に応じ、読みたい本や知りたい情報を提供するための環境の整備と充実が大切です。

このため、町図書館、学校図書館や公民館をはじめ、様々な場所において読書活動ができるような環境の整備を図るとともに、子どもの読書活動を支援する人材の育成に努めます。

3 子どもが読書に親しむ家庭・地域・学校との協働

周囲の大人が子ども読書活動の意義や重要性を認識し、家庭・地域・学校が連携・協力を深めることで、さらなる読書活動の広がりが期待できます。教育委員会は町図書館や公民館、学校とともに、子どもたちや町民の多くの皆さんのニーズに応え、読書活動が様々な場においてできるよう、新たな読書の機会を提供し支援していきます。

そのためにも、家庭における読書、「家読（うちどく）」の時間の設定や、家族10分間読書の時間など、家庭での読書の習慣付けの重要性の理解を促進し、学校等が連携・協力した子ども読書活動の推進に努めます。

4 読書を通した子どもの交流活動

町内の幼稚園・保育園、小・中学校、高校において、特別活動や総合的な学習の時間等で、中学生が卒業した小学校に行き、良本の紹介や読み聞かせをする、小学生と園児が互いの学校を行き来し、学校図書館の紹介や読み聞かせを行うなどの読書活動を通し、学校種を越えた交流活動を推進します。

また、光南高校では、生徒が町内の幼稚園・保育園で行う保育実習で園児に対して読み聞かせを行っていることから、今後は園のみならず複合施設等で高校生による読み聞かせなどの活動ができるよう努めます。

第4章 子ども読書活動推進のための施策

本計画を効果的に推進するため、教育委員会と家庭・地域・学校等が一体となった取り組みをしていく必要があります。そのために関係機関との連携・協力を深めながら、それぞれが取り組むべき施策を実行してまいります。

1 教育委員会における具体的な取り組み

(1) 「やぶき子ども読書100選」による読書活動の推進

平成26年度に“子ども達が読書に親しむ町やぶき”を目指し、子どもたちの読書のきっかけや本を選ぶ際の参考となるよう、矢吹町の子どもに薦めたい100冊の本を選定し、幼稚園・保育園・小・中学生にパンフレットを配布しました。

さらには、町図書館や各学校図書館、各児童クラブなどに100選本を配置し、読書を進めてまいりました。また、平成27年度からは子ども100選で部門ごとに推薦された本を読破した児童生徒に表彰を行っております。

第二次計画期間中も家庭・地域・学校において100選本を薦めるなど「やぶき子ども読書100選」を柱とした読書活動の推進を図ります。

■子ども読書100選表彰 部門達成者総数

年度	1学期	2学期	3学期
平成27年度	53人	114人	292人
平成28年度	94人	95人	244人
平成29年度	115人	165人	266人
平成30年度	66人	151人	226人

※部門…幼児向け、小学校低学年向け、小学校中学年向け、小学校高学年向け、中学生向け

※幼児向けの表彰は年1回（3学期）とする。

(2) 家庭・地域・学校等における子ども読書活動の推進

保護者、読書ボランティアなどの地域住民や学校教員、図書館職員を子ども読書活動推進委員として委嘱・任命し、矢吹町子ども読書活動推進計画の効果的な取り組みと読書活動の推進を図るため、次に掲げる活動を行います。

- ・読書活動推進委員会を開催し、幼稚園・保育園・小学校・中学校・町図書館において家庭や地域での読書活動に関する取り組み状況を関係者または委員相互による情報交換を行い、共通理解を深めること。
- ・読書活動推進委員会では、関係各所で実施している各種事業の検証や積極的な意見交換を図り、読書活動の活性化に努めること。
- ・読書活動推進委員会を通して、読み聞かせの手法や専門知識のスキルアップを図ることを目的に、研修等を実施すること。

(3) ボランティアの活用推進および育成

保育園・幼稚園・小学校・中学校において、授業や読書活動および総合的な学習の時間における体験活動などに図書館や登録ボランティアの活用を推進します。

また、ボランティア人員の確保に努め、研修会を行うなどし、ボランティアの育成を図ります。

(4) 子ども読書活動推進のための広報と啓発

「子ども読書の日」(4月23日)や「読書週間」(10月27日～11月9日)の機会に町広報誌やホームページなどで、子ども読書活動の意義や重要性についての広報・啓発に努めます。

2 図書館における具体的な取り組み

(1) 乳幼児4ヶ月健診時の「ブックスタート」

町図書館と保健福祉課が連携・協力して、4ヶ月健診時に保護者へ絵本の読み聞かせが親子の触れ合いや絆を深めるために、とても大切な役割を果たすこ

とを実際に読み聞かせをしながら伝えていきます。

また、ブックスタートのコーナーでは、赤ちゃんの健診の合間や一緒に来ている兄弟が自由に本に触れ、楽しめるよう、乳幼児向けの絵本や親子で楽しめる本、子育てに役立つ本を展示いたします。平成22年度から行っている絵本のプレゼントを継続し、今後の絵本選びの参考となる「初めて出会う絵本のリスト」の配布や図書館のおはなし会の情報提供を行います。

(2) 町図書館での読み聞かせやおはなし会

・なかよしおはなし会 毎月1回 幼児～小学生

子どもたちが、季節や行事などに興味関心を持ちながら、情操を豊かに育むテーマで実施します。

また、手遊び・歌遊び・クイズなども交えて、子ども同士、あるいは、個人でも帰宅後に家庭で楽しめるようにします。地域やボランティアの協力も得ながら、伝承遊びや昔話なども伝えていく機会にします。

・おかあさんといっしょのおはなし会

毎月1回 0～3歳の乳幼児と保護者

絵本・おはなし・発達段階に合わせて楽しめる遊びなど親子の触れ合いを通して、お母さん方がこの時期からの読み聞かせの大切さについて理解を深めていけるようにします。

また、子どもの情操を豊かに育み、保護者の育児支援や学習の場を提供できるようにします。

・大人のためのおはなし会

参加者の生活時間の違いを考慮し、日中・夜など時間帯を替えて実施することで、いろいろな方に参加していただけるように工夫します。町図書館だけでなく、町内の施設なども利用して、年に2～3回実施します。ボランティアや語り部などの協力を得て、大人のゆとりの時間や懐かしい感動などを提供するとともに、互いに研修の機会とし、内容や質の向上を目指します。

・児童クラブおはなし会 (夏休み中 各校1回)

夏季休業中は図書館のお話会に参加しづらいことを考慮し、町内4つの児童

クラブで実施します。

・ブックトーク

希望する町内小学校で、低学年、中学年、高学年と分け、発達段階に合わせたテーマでブックトークを実施します。

低学年：挿絵や愉快的な主人公が出てくる本

中学年：読むことにも慣れ、好奇心も出てくる中学年では起承転結がしっかりしている本、身近な自然と触れ合うきっかけとなる科学的な要素を取り入れた本

高学年：興味、関心の幅が広がってくる高学年では、ノンフィクション物語将来や世界をテーマにした本

ブックトークを実施した後、紹介した資料を約1ヶ月貸し出し、対象の学年が読んでいます。話を聞き、興味をもった本をすぐ手にとって読むことで、より読書推進につながると考えます。

(3) 町図書館による幼稚園・保育園・小学校への巡回図書の利用

町内4小学校と幼稚園・保育園へ巡回による図書の貸し出しを実施します。

今後は、子ども会育成会などの地域行事や学校・幼稚園の親子行事などと連携して、移動図書館の利用拡大を図ります。

(4) 保育園・幼稚園・小学校における読み聞かせやおはなし会

町図書館の職員やおはなしボランティアが希望する保育園等へ出張し、普段読み聞かせを行っている先生とは違った雰囲気を楽しみながら参加できるおはなし会を実施します。

(5) 「読書のススメ」、「町図書館だより」等の発行

中学生の読書推進のために「読書のススメ」を毎月発行し、お薦めの本を紹介し、また、図書館への興味・関心を高めるため、「図書館だより」などを発行し、図書館での行事案内や新刊書・話題の本などを紹介することで、より一層の利用拡大を図るための広報活動を行います。

(6) 職場体験の受け入れ

図書館業務に関心のある中学生・高校生を受け入れ、カウンター業務や本の返却・書棚の整理、移動図書館、パネルシアターの作成などを体験させ、理解を図ります。

(7) 子どものための講座

知的好奇心を養うことを目指した、子ども向けの講座を行います。夏休みの自由研究のヒントとして役立てたり、自然の変化や科学の不思議さに気付いたりして、楽しく学べる環境づくりをします。

また、講座内容に合う資料を提供し、利用の拡大と読書推進に努めます。

3 幼稚園や保育園における具体的な取り組み

(1) 本に親しむ機会の拡充

幼稚園や保育園では、子どもたちに読書の楽しさを伝えることができるよう、担任が絵本や紙芝居、童話の読み聞かせを行うなどし、働きかけることが重要です。さらには町図書館や移動図書館の年間利用計画を作成し、園以外での絵本と触れ合う機会を設け、自ら町図書館などに足を運び、本に親しむための素地を養います。

また、学級図書や園の絵本コーナーから自然と本を手に取りたくなるよう、表紙が見えるような本の展示方法や本棚の設置場所、本を読む環境づくりを工夫します。

(2) 「家読（うちどく）」の勧め

幼稚園では毎週水曜日のノーマディアデーにあわせ、園児に絵本の貸し出しを行い、家庭において子どもを膝の上に抱っこして読み聞かせするなど、読書を通して、親子のスキンシップを持つよう進めてまいります。

(3) 読書ボランティアの活用

幼稚園や保育園においては、保護者や教育ボランティアなどを活用し、日々の保育活動や園行事で積極的に読み聞かせを行うよう努めます。

4 学校における具体的な取り組み

(1) 小学校・中学校における学校図書館の活用

学校図書館は学校教育において欠くことのできない基礎的設備であり、学校の教育課程に寄与するとともに、児童生徒の健全な教養を育成することを目的としています。学校図書館が有する、「読書センター」、「学習センター」、「情報センター」としての機能を十分に発揮しなければなりません。

校長は、学校図書館の館長として積極的・組織的な活用に取り組み、また、司書教諭がその職責を十分に果たせるよう、各学校の実情に応じ、校務分掌の工夫をするなど校内における教職員の協力体制の確立に努めます。

司書教諭は、年間読書指導計画を立案し、教師に授業での積極的な学校図書館の活用を勧め、各教科などにおいては、調べ学習など学校図書館の図書資料を活用した多様な学習活動を展開することで児童生徒が図書館に触れ合うことのできるよう努めます。

調べ学習で活用するにあたっては、児童生徒の幅広い知的好奇心に応えるため、新しい情報と利用価値の高い図書資料の蔵書を充実させる必要があります。今後は、計画的な図書の購入と廃棄に取り組んでまいります。

(2) 読書への関心を高める取り組みの推進

子どもが生涯にわたる読書習慣を身に付け、読書の幅を広げられるよう様々な図書に触れる機会を確保します。そのために、学校司書や図書担当教員等を中心に書評合戦（ビブリオバトル）やブックトーク、朝の一斉読書などの取り組みを行い、友人同士で本を薦めあう活動や図書委員会活動など、児童生徒が読書活動に主体的に取り組めるよう支援します。

また、年間を通して多読者への表彰を行うなど、読書意欲を高めるよう努めます。

(3) 家庭・地域と連携した取り組み

読書活動を家庭や地域に広めていくために、家庭への啓発や地域との連携を図り、学校・家庭・地域が一体となった読書活動を推進します。

読書の意義や家庭における読書環境の在り方「家読（うちどく）」等について家庭への啓発に努めます。また、毎週水曜日のノーメディアデーにあわせ、学

級担任や図書担当教員で家庭での読書活動を勧めます。保護者や教育ボランティアなどを活用し、日々の授業や学校行事で積極的に読み聞かせを行うよう努めます。



【小学校でのビブリオバトルの活動の様子】



【中学校での読み聞かせボランティアによる朝の活動の様子】

(4) 光南高校における取り組み

① 1年次生のオリエンテーション

1年次生の利用増のために、図書館のオリエンテーションを工夫する。オリエンテーションは4月に国語科の協力をいただいて国語総合の時間1時間で行なっている。図書館や読書は楽しいものであることを印象づけるため、絵本の読み聞かせを行い、図書館の説明だけでなく自由に閲覧できる時間をとるようにしている。

② 課題研究の支援

3年次で行なわれる課題研究のため、2年次の内に希望のある系列に課題研究に向けた資料の探し方、レポートの書き方などのオリエンテーションを行なっている。テーマが決まっている生徒には資料があるかどうか確認してもらい、手薄な場合には3年次に進級する前に用意できるよう心がけている。

③ 検定試験の支援

主に家庭系列の生徒達が受ける検定試験のため、調理検定の場合は献立を決めやすくするためレシピの本を充実させ、図書館のPCでレシピサイトなどを活用している。絵本の読み聞かせがある保育検定では、名作絵本を充実させ、利用しやすいようグレード別に別置している。

④ 本にあまり親しみを持たない生徒たちに入館してもらうために

映画館より、映画の割引券を送ってもらい、カウンターの目に配置している。また、生徒からの希望があり、高校生用のフリーペーパーを取り寄せ、希望者に配布している。また最初に入りにくい感じにならないよう入口には「図書館のきまり」などを貼らずにイラストで注意喚起を行なっている。

⑤ 家庭系列の取組み

家庭系列では、2年次で「子どもの発達と保育」、3年次で「子ども文化」という授業があり、その中で絵本について学んでいる。2年次生は保育園実習、3年次生は幼稚園実習があり、その際、絵本の読み聞かせを練習し、図書館にある大型絵本などを持参し、読み聞かせをやらせていただいている。ひかり保育園の園児を招いての「カレーパーティー」では、図書館も見学場所になっていて、生徒達が園児に読み聞かせを行なっている。

【福島県教育委員会「高等学校における読書活動推進の取組」より引用】

5 児童クラブにおける具体的な取り組み

ボランティア団体の協力や児童クラブ職員による読み聞かせなどの動を実施します。

また、長期休業中には町移動図書館等の利用や一斉読書の時間を設けるなど積極的な読書活動に努めます。

6 ボランティア団体における具体的な取り組み

(1) 民間のボランティア団体が町図書館をはじめ、町内外幼稚園・保育園、小学校、福祉施設などでおはなし会を行います。

(2) 民間ボランティア団体と学校における読み聞かせボランティア、図書環境整備ボランティアと交流・協力し、読書の和とともにボランティアの輪も広げて行きます。

また、ボランティア養成講座や研修会に積極的に参加し、読み聞かせや知識のスキルアップに図ります。



【小学校での図書環境整備ボランティアによる活動の様子】

子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月12日公布

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する

第二次矢吹町子ども読書活動推進計画策定委員会

(1) 委員

		氏名	役職
1	委員	佐川 栄	三神小学校長
2	委員	鈴木 まさい	中畑幼稚園長
3	委員	小林 真未	学校司書
4	委員	矢吹 和美	学校司書
5	委員	鈴木 クニ子	社会教育委員
6	委員	菊池 秀子	町図書館長補佐

(委嘱期間：平成31年2月5日～平成31年3月31日)

(2) 開催状況

開催月日	場所	会議概要
平成31年2月5日	矢吹町役場	これまでの取組と課題について意見交換、子ども読書100選について、第二次推進計画素案協議
平成31年2月21日	矢吹町役場	第二次推進計画素案協議
平成31年3月6日	矢吹町役場	第二次推進計画最終案協議 ※随時、最終案の加除・訂正

第二次矢吹町子ども読書活動推進計画

令和元年9月

矢吹町教育委員会

事務局 〒969-0296

福島県西白河郡矢吹町一本木101番地

矢吹町教育委員会 教育振興課

電話 (0248) 44-4400